

けいねならぬ。又尊重しなげねならぬと思ひます。その
本人の言葉通り健康には十分留意してやうなことを
と思ひます。

一八番 斎藤真一君 本日の議会については内容がは
つきりして切りました。どの程度の不正があったか
とつてんが復疑としていたがさういと思ひますし、
もし支障があるならば秘密会でやうなことをい
思ひます。

一三番 大久保一郎君 内容については先程申し上げたとお
りでありまして、さういしまして、この議会なり金員協
議会を町長や議長は開催していただく。さうい
くつて所信を聞くといふと思ふわけでありま

一町長 頼古靖蔵君 大久保議員から町政運営に

する重要議案として、半渡や一町会長高坂氏の発言に
ついて復問が来たわけでありま。その前に、どうして議会
を開かされたのかという点です。もう一つ、議会を開催
する権限は議長にあるわけでありま。大久保議員の言
わへるごとく非常に聞き捨てるにふさわしい問題があるに
くどうして金員協議会等の措置をとらなかつたのかと
いう発言のようでありま。大体高坂氏が言われたことは町会
長会議の席上で、しかも私から町会長側に提出した議案
の終了後、町会長がけで協議する事項があるといふこと
事務局も私も帰った後のことであるわけ。そこで聞き
捨てにふさわしい大きな問題の発言でありました。場所が
町会長協議会の席上での発言であるだけに私は十日の
夜報告事項もありました。町会長さんに集ったこと

町政報告をかねまして内容をつねに説明申し上げたい
 かとあります。まづもう町会長協議会の問題に付し
 ては協議会としての措置が必要であり、又その結果はど
 うであらうかと従って議長に付して臨時会なり全員協議会
 を開いてもらうべき順序だと思っております。さうした
 上で措置をとったわけでございます。決して議会を輕視し
 ておるということではなく、その順序であつてあつたわけ
 でございます。高坂町会長の田地にすうという発言がな
 されたかということですが、今までにも再三にわたつて議会に
 も田地の進行状態を述べ申し上げてきたので、議員
 諸氏も十分ご了承のなされております。私は一言一句誤つ
 た発言を申し上げたわけでもありません。発言する以
 上は全体の責任ということも痛感しつつ申し上げておる

わけです。過去いろいろ報告をしておりますが、それによ
 しては一点の曇りもないばかりであります。青藤議員からも
 ことつことつと聞きたい、わかれはわかれといつ
 こととすか、そのようなことはないはねえです。議会に報
 告すべきことは十分報告してゐるはずで、又高坂氏に
 付し、何故にそういう発言がなされたかという是求したん
 です。そういうことはあつたけれども、田地の

問題に付しては、議会には発足以来いろいろ報告してあり
 ます。町会長には報告してあります。町会長の立場と
 しては町の行政面に付していろいろ手伝つていくわけの
 町会長さんです。から田地が予定通り誘致され、建設され
 た時には町会長にも報告すべきです。またその段階でも
 多く報告していただければ、わかれはわかれ、そのること

まごころから聞いたんかということと強く追求したんがすめ
りつとつこんが内容を話せということならお話し申し上げ
たいと思つてます。

一、二番へ山下幸三君 松崎有藤議員さんの発言に同調いた
します。今日の臨時会の開催に際し、お胃おりいたたい
方々には五月り町会長会議の内容は急つてお知らせする
と思つてます。大変失礼なことをすめ、この件については全
議員が全部知つておろすとはまたおろさんたわけもう
少しつこんが内容を聞きたいという発言がなされたもの
と思つてます。その点は町長がお答え願いたいと思つて
ます。

一、八番へ青藤真一君 たいとうさうな発言があり、どうい
う不正があったのかということを知りたいため申し上げたい



わけがございまして。

一、町長へ瀬古靖蔵君

先般の総務委員会の上では申し

上げたとて、一般の議員さんにはわからないということも

が最も多いと思つてます。大久保議員からのご質問の要旨

として疑惑があるということに對しまの根本をすめ、

その前に私は一言申し上げておきたいことは就任以来

二年半経つた今日、町の行政面に對しまして、金で議会

に報告し、承認した上で遂行するものではもちろん、ご

いさふ。因地の誘致と、あつたは今後遂行していく都市

計画事業等、土地のついでまわるといふ点からその

やり方、事業の進行方という面には、さほど心かけたが

ラス張り、ふやしてもとめて誤解を招きやすく、複雑な

わけということから、ごんな質問も受けても明確に答弁

かてきるよう心かけをいたすか。いかんをわらう高
没発言で言わなくてはいいこととす。言わざるを得ない
状態になつたわけですから、この団地の誘致運動はじめ
ました当初は強のものともわのものと。つのお、議会に
報告するに至らなかつたわけであつて。昨年より、八
月頃より運動はじめられたわけですから、それについてま
土地の価格が大体、八千円位なら買収できるといふ見通
しであつたわけであつた。ところが本年夏になつて、五月に東京
都が拝島の西側にある踏切りを立体交差の用地に買し
て、わいわいの予想もしなかつた高い価格で買収されたわ
けであつた。そして、その周辺の情勢が一変したわけであつて
ます。もちろん、誘致する上に於いてはその位の価格で買
収できるかということも、基本になつたわけであつて。ま

きき訂正

そこで私は公社に對して八千五百円程度なら買収でき
と。いつことと誘致運動をやつて参つたわけですから、公社
のいろいろな調査した結果、東京から一寸はなれたところ
ということであり、西の方の地区にはやういふ住宅は無理な
ものと。また近い所に造るの基本的方針があるという
ことと。なにか誘致運動は成功しなかつたわけであつて。ま
す。しなにか田村郡議や福田代議士に依頼して、いろ
いろな観点から辛抱強く誘致運動をやつて参つた結
果、本年の四月末迄のことと決定したわけであつて。ま
い。その時、都府の立体交差の買収については三月末に買収し
た。その結果、わいわいの予想外の価格で買収
した。ということも、大きく影響を及ぼしています。

にふか良いのか、公社との連絡は良いのかということと念
を押したう、部長と連絡してあるから是非とめてもら
いといふことと、私は、三回念を押して聞いてあげます。
公社に聞くところ、予算は九千円、組人であつたのでそれ以上
はあせまいという話で、私は多少幅をもたせまいといふま
いと強く理事長に申し上げ、三、四百円及びそれ以上の
でくわといふので、さうやく九千五百円まで落付いてあげ
ますか、さうと思ひますが、あつて公社に行つてきます。
と、そんなにあせまいといふので、さういふ苦勞はいたした
か、結局田村部議とか、又田村部議と既述の三三三の小山
部議にも平気なつていくべき交渉したわけであつて、さ
結論的に申し上げますと、公社は平均二、三百円までさ
く出すことになつてあげ、さうしますと、村田氏も土地の

買手等といふ見つけで、いか、結局さうもみづからなつ

たわけであつて、さういふから、それは私の責任であつて、
いふ誰の責任でもなく、村田氏か公社と十分接衝をしま
あつた問題は、さういふので、さういふ用地部長もあつた程、さ
得まいといふことと、さういふ、私の交渉は九千五百円とし
て、二人の部議は、極力幹事として、一、二、三百円まで上げ
今月には地主さんに支払わねえと思ひます、さういふこと
を思ひ、さういふので、お話しにならない苦勞をしたわけであ
つて、さういふ、地主の議員であり、又、地主の一員として、平井議員

には当初より、あつた面、協力して、さういふ、申し立てないとい
存心します、か、お返し、さういふ、地主さんと接衝して、過剰におい、
地主の議員として、又、地主という立場、さういふ、さういふ、さ
くわけ、さういふ、さういふ、さういふ、さういふ、さういふ、さ



わけがござりまするか、私もはもう一つ平定していただくことは
金融機関の貯金の取りついで、坪一万円以上ということですか
う一億四千万円もの金かくるわけですか、金融機関か
争奪戦とすることは当然でござりますうけれども、そう
いうことはわけわけには関係ないという、軽い考えでいわけ
ますか、そうした金融機関の面からこの争奪戦に遭遇
したわけがござりますか。契約と同時に公社の代行者である
村田に対して地主さん方は代金の出し入れのすべで委任
状を出しておられるし、一方地主の金融機関である農協や
武陽信用金庫等に代金の取り下りの委任状を出されてい
たということ、すなわち三人に委任状が出まっておくとい
うこと、私は常識的に考えますけれども、そういうことはな
いと思つておりましたか、農協や信用金庫に委任状を出

すのはけっこうですけれども、地主の金融機関まで取り下り
委任状が出まあるということは考えまいたわけですか、
もちろん私には関係はないわけですが、支払いの段階に於いて
三方に委任状が出されておるということから、村田自身
地主さんに支払いの責任を負つておられるわけがござりますか、
村田が支払うなら問題がなさかと思ひますか、村田の取引
先としての青梅信用金庫を利用したわけですか、
従つて東京都の住宅公社もそうして申請が来たから青
梅の信用金庫と取扱ひ銀行として委任したわけですか、代金
は青梅信用金庫が公社から受け取り、そのまま地主さんに交
付されるのが常識ですか、少しでも預金と獲得しようとい
うことで地主さん方に少し預金していただくという運動するこ
とは良いとしても、農協や武陽信用金庫でも委任状をもち

この問題に立つてお話し申し上げるべきで、私は皆さん方に
対し、一べんの責りもなく、潔白であるということと強く
申し上げ、報告を終る次第でございます。最後に、
ゆえにさういう発言があらうか、どこから出たのかというこ
とと高坂氏に對し追求したか、それは私の思惑から出た言
葉で誠に申し訳がない。町会長をやめろから勘弁してくれ
ということでしたか、町会長をやめようなど、と強く
私は反発したしか、さういふ話し合つた結果、協議会に
任せていただきたいという依頼があり、私は名誉棄損を
訴え、所存でございますし、さういふ町内の平和を念
顧する私の立場としてさういふこともできません。
慎重に考え、おつたのであります。私も町会長会議に
おそれ、昨夜全員町会長が見えられ、誠に遺憾な

発言を申し訳がなく、潔白であるということと一般に強く
訴え、町会長としてもさういふ話し合つた時はさうい
う実情を話し、さういふ私の心情の明らかなことと機会ある
ごとく話し、なんとお考えをおつたか、いかにいかにとい
う申し入れがあったわけでございます。結論としてはもち
ろろ私は町を愛し、町の平和を願つておつたわけでありま
す。今後、さういふことのないよう強く要望するとともに
この結果についてお話し、さういふわけで、今までの報
告で足りなかつた点もあると思つております。金銭の問題はあ
くまでも私個人の問題でありまして、さういふ誤解を招き
やすく、議会にはつた報告としてお話し、さういふ事
が、いかにいかにして、十二月には大に行なわれ、工事
が着手され、さういふか、さういふ過程によりまして